

# 島根県建設工事 総合評価方式運用手引き (H30版)

## 一部改正のお知らせ

建設産業対策室  
技術管理課

平成31年2月1日以降に入札公告する工事から一部改正する島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き (H30版) について、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

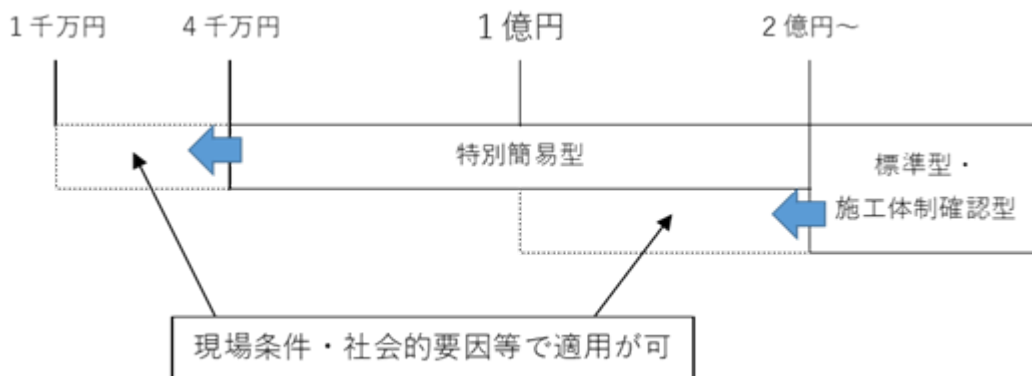
### 1. 『簡易型』を廃止し、4千万円～2億円未満の工事は『特別簡易型』の評価方法に統一

1) これまで『簡易型』の評価で適用してきた「施工上の留意点」を廃止し、4千万円～2億円未満の工事は『特別簡易型』の評価方法に統一(地域維持型を除く)する。(全工種)

併せて、土木一式工事については、技術的難易度適用区分のⅡとⅢを統合する。

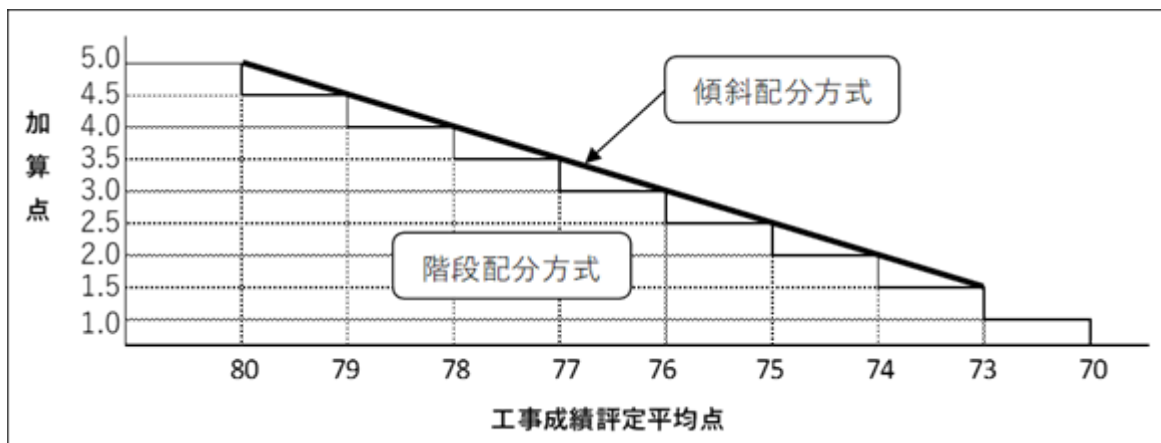
2) 1億円以上2億円未満の工事で、現場条件や社会的要請などの観点から、「技術提案」を求めたい場合は、所属長の判断により、標準型、あるいは施工体制確認型を適用する。 <現行どおり>

【今後の評価型式】



### 2. 工事成績評定の加算点の計算方法の変更【特別簡易型※、標準型、施工体制確認型に適用】

技術評価のうち工事成績評定については、より実績を加算点に反映するため、73点以上～80点未満(工事総評:良好相当)の評価を、工事成績点数に応じた階段配分方式から傾斜配分方式へ変更する。



※特別簡易型(地域維持型)を除く

### 3. <予定> 工事成績評定点の平均点対象期間を過去3年間とする（平成31年6月～） 新規

工事成績評定点の評価については、過去2年間に完成した島根県発注工事における工事成績評定点の平均点を対象としている。

近年、発注工事件数（評定工事件数）の減少傾向に伴い、受注業者数も減少し、工事成績評定点のない業者（加点のない業者）が増加しており、受注の固定化が懸念されることから、平均点対象期間を過去3年間に見直し、受注機会の公平性の確保を図る。ただし、周知期間を1年とし平成31年6月から実施する。

- ・県外企業が対象となる工事の場合は国（中国地方整備局等）の工事成績評定点も対象とする場合がある。
- ・対象となる工事件数が少数と想定される場合（建築工事及び特殊工事）は対象年数を5年程度まで拡大する場合がある。